



木に変える。みんなも変わる！

Love Kinohei

お問い合わせ先
TEL: 03-6550-8540(平日10:
FAX: 03-6550-8541
mail: info@kinohei.jp

外構部の木質化の支援事業

お知らせ 外構実証型事業 企画提案型実証事業 クリーンウッド法に係る情報 JAS構造材利用拡大



＼美しい「まちづくり」に調和する／
～外構部の木質化の支援事業～

令和3年度 外構部の木質化対策支援事業

外構実証型事業 事前申込ガイド 第1.2版（3次募集用）

2021年8月10日

全国木材協同組合連合会

目次



1. スケジュール
2. 申請の流れ
3. 事前確認事項
4. 手続きの流れ
5. 事業申請の内定とその後の手続きについて



1. スケジュール

【第3次募集】

- 1 事前申込の受付
- 2 事業申請の電子申請受付
- 3 交付申請の提出
- 4 募集規模
- 5 その他

令和3年8月18日（水）13時から9月30日（木）17時まで

令和3年8月23日（月）13時から10月8日（金）17時まで

実証施設の整備完了から12月3日（金）17時まで

500件程度

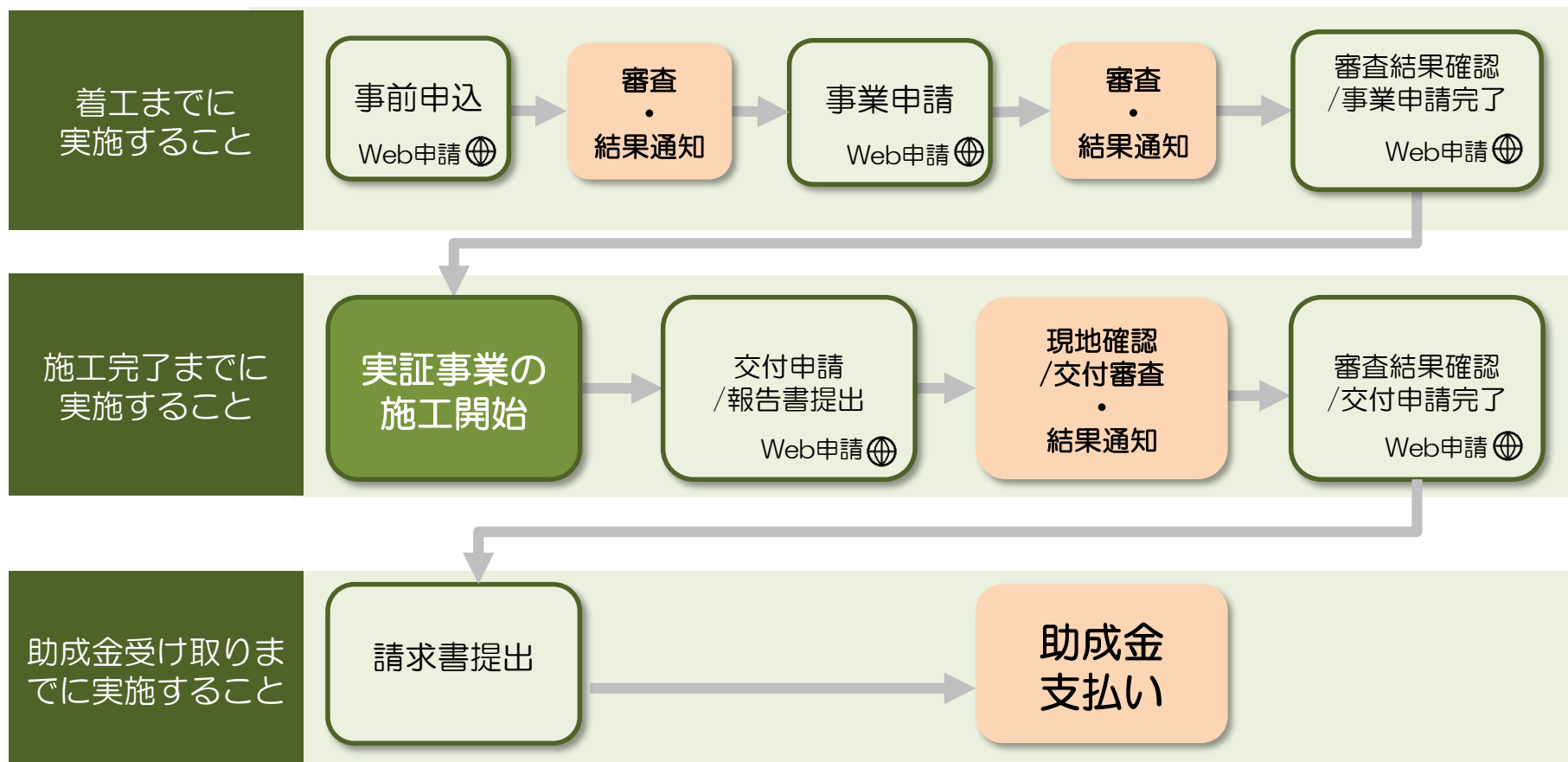
1 事業者あたりの申込件数の上限はありません

3次募集の事前申込は先着順となります

3次募集をもって外構実証型事業の募集は終了となります

なお、応募状況に応じて事前申込及び事業申請の受付を期日前に締め切る場合があります

2. 申請の流れ | フロー図



- ・外構部の木質化支援事業ホームページよりWeb申請は事業者/申請者が行います。
 - ・正式なスケジュールについては、外構部の木質化支援事業ホームページを参照ください。
- なお、事業内定者には、事前申込で登録したメールアドレスに内定が決定した旨の連絡が届きます。
- ※ 詳しくは、外構部の木質化対策支援事業ホームページに情報を更新していきますのでご確認ください。

3. 事前にご確認下さい | 申請条件の確認

本事業に申請できる事業者の条件は、次のとおりです。

外構実証型事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であること	☐
資格（造園技能士、建築大工技能士、建築士1級又は2級、建築士木造、建築施工管理技士1級又は2級、登録基幹技能者）又は建設業法に基づく、「土木工事業」、「建設工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者	☐
外構実証型事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者	☐
外構実証型事業の内容を理解し、これを行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者	☐
外構実証型事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者	☐
公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者	☐
自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがない者	☐
インターネットに接続されたパソコン、タブレット等によりホームページの閲覧及び申請に必要な書類のアップロード等を行うことができる環境を有する者	☐

3. 事前にご確認下さい | 申請条件の確認

本事業に申請できる施設の条件は次のとおりです。

主たる建築物（母屋）と基礎が異なり、構造的に一体でない外構施設であること	☐
固定され、容易に持ち運びができない外構施設であること	☐
施主に対して施設に使用する木材の耐久性やコストの説明を行い、理解を得られた外構施設であること	☐
助成申請をしている外構施設が国からの他の助成を受けていないもの	☐
反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの	☐
申請者の所有する物件の外構施設でないもの	☐
右記いずれか1つを満たすこと	☐
木塀 木材の使用量がメートル当たり0.04m³以上かつ合計0.4m³以上であること デッキ 木材の使用量が0.4m³以上であること	

- ※1 本事業において、外構施設は建築物の至近・周囲に整備するものを対象とします。
例、自動車教習所 → 校舎周辺は対象。教習コース周辺は対象外。
詳細については、事務局までお問い合わせください。

3. 事前にご確認下さい | 留意点

本事業で申請を行う外構施設については以下の点をご留意いただきますようお願いいたします。。

【共通事項】

- 構造的に自立していること
- 建物から12mm程度以上の間隔があり、接続されていないこと
- 基礎パッキンは基礎の一部とみなします。

【木塀】

- 設置する木塀を支持するのに十分な基礎の施工をお願いします。
例) 設置基準を満たしたPC基礎、ブロック基礎、RC基礎など
- 必要に応じて控え柱（ほおづえ）などを設置するなど必要とする強度の確保をお願いします。
特に高さ1.8mを超える施設には耐風圧などの考慮をお願いします。

【ウッドデッキ】

- 本事業におけるウッドデッキとは、束、大引、根太など構造部分とデッキ材、及び基礎を共有し、且つ必要とする強度を確保した手すり、目隠し材とします。
- 梁、屋根などを支える柱と基礎を共有するウッドデッキは対象外とします。
例) 藤棚が設置された施設、物干し台が設置された施設
- 大引、根太を直置き（ころばし）で設置されたウッドデッキは対象外とします。

3. 事前にご確認下さい | 申請条件（使用木材について）

使用する木材は耐久性処理とクリーンウッド法に基づく合法性の確認が必要です。

① 地際に接する部材等、交換が難しく外構施設の強度を支える重要な部分

使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は下記「区分表」の 区分1 とします。



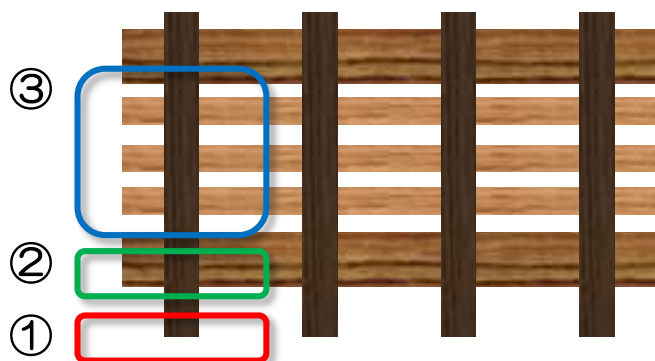
② 地際に非接地の部材ではあるが、強度保持上重要な部分

使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は下記「区分表」の 区分1 または 区分2 とします。



③ 地際に非接地の部材で、強度負荷が少ない部分

使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は下記「区分表」の 区分1、区分2、区分3 とします。



区分表

区分1	JAS規格の性能区分K4相当の注入処理したもの又はAQ1種認証材
区分2	①JAS規格の性能区分K3相当の注入処理したもの若しくはAQ2種認証材、 ②公益社団法人日本木材保存協会認定の保存剤処理木材及び非保存剤処理木材のうち、無垢のひき板及び角材、合板、単板積層材及び集成材のいずれかであるもの
区分3	③木材保護塗料（WP：JASS18 M-307 適合品）あるいは表面処理薬剤を規定（（公社）日本木材保存協会認定の木材防腐・防蟻剤（表面処理用）若しくは（公社）日本しろあり対策協会認定の予防駆除剤）に従い塗布処理した木材 ④AQ認証された屋外製品部材

利用木材の合法性について

利用する木材はクリーンウッド法に基づき合法性の確認が必要です。



3. 事前にご確認下さい | 申請条件（助成金額について）

本事業における助成金額は、次のとおりです。

助成金額早見表		申請対象の施設の種類の種類	
		木塀	デッキ
申請する事業者	クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者がすべての木材を供給する、もしくは登録木材関連事業者が施工する場合 (登録事業者)	延長1mあたり 20,000円 の定額助成 上限 6,000,000円	木材使用量1m ³ あたり 300,000円 の定額助成 上限 6,000,000円
	上記以外 (標準)	延長1mあたり 10,000円 の定額助成 上限 3,000,000円	木材使用量1m ³ あたり 150,000円 の定額助成 上限 3,000,000円

※実際の整備費が定額助成の算出金額を下回る場合は、実際の整備費を助成額とします

※助成金額については、万円未満切り捨てとします

3. 事前にご確認下さい | 電子申請サービス利用環境

本事業では、web申請を行っていただきます。

Web申請にあたり、下記の環境を準備いただく必要があります。



Windows PC/Mac



Microsoft Edge 最新版
(Windows 10標準搭載)

or



Google Chrome 最新版
https://www.google.com/intl/ja_jp/chrome/



インターネット環境



事業担当者
メールアドレス

3. 事前にご確認下さい | 事前申込での入力項目

事前申込では、下記情報を入力いただく必要があります。スムーズな入力のため事前に準備ください。

*事前申込時は資料等の提出は必要ありませんが、事業申請時までにご用意をお願いします（p21参照）。

1. 会社情報		
会社名	事業担当者が所属する会社名を入力します。	☐
代表者名	事業担当者が所属する会社の代表者名を入力します。	☐
郵便番号	事業担当者が所属する会社の郵便番号を入力します。	☐
会社住所（都道府県）	事業担当者が所属する会社の住所（都道府県）を選択します。	☐
会社住所	事業担当者が所属する会社の都道府県以降の住所を入力します。	☐
支店名	事業担当者が所属する会社の支店名を入力します。（ない場合は不要）	☐
電話	事業担当者で連絡が取れる電話番号を入力します。	☐
FAX	事業担当者で連絡が取れるFAX番号を入力します。（ない場合は不要）	☐
資格または建築許可証明	資格または建築許可証明を以下から選択します。 □造園技能士・建築大工技能士 □建築士1級 □建築士2級 □建築士木造 □建築施工管理技士1級 □建築施工管理技士2級 □登録基幹技能者 □建設業許可証明	☐
外構部の木質化施工経験	外構部の木質化施工について経験の有・無を選択します。	☐

2. 申請者情報		
メールアドレス	事業担当者で連絡が取れるメールアドレスを入力します。	☐
パスワード	事業担当者が電子申請サービスを利用する際のログインパスワードを入力します。 ※当パスワードは事業申請が内定した際、事業申請時に利用します。必ず控えてください。	☐
事業担当者名	事業担当者の氏名を入力します。	☐

3. 事前にご確認下さい | 事前申込での入力項目

3. 事前申込情報		
住宅区分	「住宅」または「非住宅」から選択します。	☐
施設区分	施設区分を以下から選択します。 <u>標準と登録事業者の選択判断は、公募要領および当資料P.9をご確認のうえ、選択を間違えないようお願いします。</u> ①塀：標準1万円/m ②塀：登録事業者2万円/m ③デッキ：標準15万円/m³ ④デッキ：登録事業者30万円/m³	☐
施工する地域区分	施工先の地域区分を下記8つの区分から選択します。 <u>各地域に該当する都道府県を確認の上、選択を間違えないようお願いします。</u> ①北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島） ②関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、東京） ③北陸（新潟、富山、石川、福井） ④中部（長野、岐阜、静岡、愛知、三重） ⑤近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） ⑥中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口） ⑦四国（徳島、香川、愛媛、高知） ⑧九州・沖縄（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）	☐
木材使用量（m ³ ）	申請する施設の木材使用量を入力します。	☐
延長【塀】（m）	施設区分で「塀」を選択した場合は、塀の延長の値を入力します。	☐
施設整備費総額（見積）	施設整備費総額（見積もり）には申請予定額を入力します。（消費税は含めない） <u>入力する金額については、次ページの補足説明を併せてご確認ください。</u>	☐
工事開始予定年月	工事開始の予定月を選択します。 <u>公募及び実施要領の要件を満たす月を選択してください。</u>	☐

3. 事前にご確認下さい | 事前申込での入力項目

◆3-6施設整備費総額（見積）に入力する金額に関する補足説明

塀：

- ① クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者からすべての木材を調達する場合
又は登録事業者が塀を施工する場合
 - ・ 事業申請時に申告する塀の予定延長1mあたり20,000円を乗じた額
- ② ①以外の場合
 - ・ 事業申請時に申告する塀の予定延長1mあたり10,000円を乗じた額

デッキ：

- ① クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者からすべての木材を調達する場合
又は登録事業者がデッキを施工する場合
 - ・ 事業申請時に申告する木材使用予定量に1m³あたり300,000円を乗じた額
- ② ①以外の場合
 - ・ 事業申請時に申告する木材使用予定量に1m³あたり150,000円を乗じた額

4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

① 事業公式サイトへアクセスし、「外構実証型事業」を選択する

公式サイトURL：<https://www.kinohei.jp/>



4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

②「外構実証型事業」のページから、公募及び実施要領を確認したうえで「3次募集に申請する」ボタンをクリックする

3次募集に申請する

<補足>

お問い合わせ先
TEL : 03-6550-8540(平日10:00~17:30)
FAX : 03-6550-8541
mail : info@kinohei.jp

外構部の木質化の支援事業

お知らせ | 外構実証型事業 | 企画提案型実証事業 | クリーンウッド法に係る情報 | JAS構造材利用拡大

外構実証型事業

外構実証型事業

外構実証型事業については、公募及び実施要領に規定された保存処理木材を使用する塀、及びデッキを対象とします。

- ・事業申請は事前にWEBでの利用者登録が必要となります。
- ・事業申請は、利用者登録承認後、WEBでの事業内容の申請後、必要書類を印刷・押印のうえ、事務局に郵送してください。

画面を下方にスクロールすると事前申込ページボタンがあります

4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

③「事前申込ページ」が開くことを確認します



外構部の木質化支援事業

事前申込（様式1ー（1））

利用者の情報を入力し、「入力完了（次へ）」ボタンを押してください。
*は必須項目です

申請手順の説明書は右のリンクからダウンロードできます。 [ダウンロード](#)

会社名 *

代表者名 *

郵便番号 *

-

会社住所(都道府県) *

----- 選択してください -----

会社住所 *

！注意

対応しているWEBブラウザは、以下のいずれかとなります。

- 1) Microsoft Edge
- 2) Google Chrome

その他のWEBブラウザからアクセスした場合、電子申請サービスが正しく動作しない場合があります。
また、Internet Explorer からアクセスした場合は入力フォームへ入力することができません。

[お問い合わせ](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.
 

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

①「事前申込ページ」に、必要事項を入力します



外構部の木質化支援事業

事前申込（様式1ー（1））

利用者の情報を入力し、「入力完了（次へ）」ボタンを押してください。
※は必須項目です

申請手順の説明書は右のリンクからダウンロードできます。 [ダウンロード](#)

会社名 ※

代表者名 ※

郵便番号 ※ -

会社住所(都道府県) ※

会社住所 ※

事前準備事項で準備して頂いた「事前申込に必要な情報」を、事前申込ページの入力フォームに入力してください。
入力内容の説明は、本資料P.11～13をご確認ください。
※ ※印が付いている項目は必須入力です。

[お問い合わせ](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.



※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

② 外構実証事業者の申請の要件を確認し、内容に同意してから「確認画面へ」ボタンをクリックします

以下「外構実証事業者の申請の要件」について内容に同意頂き、以下の「同意します」にチェックして事業登録を行います。

外構実証事業者の申請の要件

☐ 同意します

確認画面へ

必要事項を入力した後、外構実証事業者の申請の要件を確認し、「同意します」にチェックします。

「確認画面へ」ボタンをクリックして、確認画面へ進みます。

お問い合わせ | 利用規約 | 推奨環境

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

③ 入力した内容を確認のうえ、入力完了または修正を行います

入力した内容が正しいかご確認ください。

「入力完了」ボタンをクリックすることで、事前申込が完了します。
入力完了を行った後の情報の訂正はできません。

修正する 入力完了

入力内容に誤りがある場合は、「修正する」ボタンをクリックして入力画面に戻り、内容を修正してください。

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

④ 事前申込完了画面を確認します

事前申込完了画面が表示された後、入力した事業担当者のメールアドレス宛に申込完了のメールが送信されます。メールの内容を確認してください。


外構部の木質化支援事業

事前申込

事前申込が完了しました。

登録頂いたメールアドレスに、事前申込完了メールが送信されます。
メールが届かない場合は、お手数ですが以下の連絡先へお問い合わせください。
事前申込審査が完了しましたら、事業者内定の可否を登録メールアドレス宛に通知します。
※審査には1週間以上の時間を要する場合があります。

申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先

事務局 全国木材協同組合連合会内 外構木質化事業事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F
TEL : 03-6550-8540 (平日10:00~17:30)
FAX : 03-6550-8541
mail : info@kinohei.jp

[お問い合わせ](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.


※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

5. 事業者内定とその後の手続きについて

ホームページの事前申込の必要事項の入力が完了した場合は、画面上で申請を行った旨表示されるとともに、審査結果については、電子申請システムで入力されたメールアドレス宛にメールにて事業者内定の可否を通知します。

事業内定者には、手続きに必要なログインID、ログインパスワードがメールにより通知されますので、事業申請に必要な以下の添付書類をアップロードしたうえで事業申請を行っていただくことになります。

詳しくは、外構部の木質化対策支援事業ホームページに情報を更新していきますのでご確認ください。

提出をお願いする付属資料（付属資料は、下記のファイル名にしたうえでアップロードをして下さい。
再提出の場合は何回目の提出かわかるように〇回目を変更してください。）

《事業申請時》

01_登記簿又は建設業等に係る届出(1回目).pdf
02_資格又は建設業許可証明書(1回目).pdf
03_誓約書(1回目).pdf
04_図面(1回目).pdf *まとめる場合
個別にアップロードする場合は枝番を追加下さい。
04-00_位置図(1回目).pdf
04-01_配置図(1回目).pdf
04-02_平面図(1回目).pdf
04-03_立面図(1回目).pdf
04-04_断面図(1回目).pdf
05_木材利用計算書(1回目).xlsx
06_見積書(1回目).pdf
07_助成金振込銀行口座情報(1回目).xlsx

その他の資料は08_～でナンバリングされたファイル名として下さい。

《交付申請時》

61_図面(1回目).pdf *まとめる場合
※ 個別にアップロードする場合は枝番を追加下さい。
61-01_配置図(1回目).pdf
61-02_平面図(1回目).pdf
61-03_立面図(1回目).pdf
61-04_断面図(1回目).pdf
62_木材利用計算書(1回目).xlsx
63_写真(1回目).jpg又は.pdf *まとめる場合
※ 個別にアップロードする場合は枝番を追加下さい。
63-01_写真_着工前①(1回目) *.jpg又は.pdf
63-10_写真_完工⑩(1回目) *.jpg又は.pdf
64_整備費が確認できる領収書又は請求書(1回目).pdf
65_木材の耐久性を証明する資料(1回目).pdf
66_クリーンウッド法に基づいた合法伐採証明(1回目).pdf

その他の資料は67_～でナンバリングされたファイル名として下さい。



詳細は下記ページより公募要領を必ず
確認してください

<https://www.kinohei.jp/gaikou/>

お問い合わせ先

外構木質化事業事務局

TEL : 03-6550-8540 (平日10:00~17:30)

FAX : 03-6550-8541

mail : info@kinohei.jp

